

定 款

第1章 総 則

第1条(商号)

当社は、有限会社〇〇と称する。

第2条(目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. ビル、マンション等の不動産の賃貸、管理及び運営
3. 前各号に付帯する一切の事業

第3条(本店の所在地)

当社は、本店を大阪市淀川区に置く。

第4条(公告方法)

当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

第5条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、3,000株とする。

第6条(株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。

②当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

第7条(株券の不発行に関する定め)

当社の株式については、株券を発行しない。

第3章 株主総会

第8条(株主総会)

当会社の株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。

②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

③株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を発する。

第9条(議長)

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、その総会で議長を選任する。

第10条(決議)

株主総会の決議は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法309条第2項の定めによる株主総会の決議は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の4分の3以上をもって行う。

第11条(議決権)

各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

第12条(議事録)

株主総会の議長は、その議事の経過の要領並びに決議の内容を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印または電子署名を行い、当会社本店において10年間保存する。

第4章 役員

第13条(取締役の員数)

当会社には、取締役1名以上を置く。

第14条(選任の方法)

当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することができる。

②取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

第15条(代表取締役及び社長)

当会社にと取締役が2名以上いるときは、そのうちの1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

②取締役が2名以上いる場合は代表取締役を社長とする。取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

③社長は当会社を代表し、会社の業務を統括する。

第16条(役員報酬等)

取締役の報酬、賞与及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

第17条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

第18条(剰余金の配当)

株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在における株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対して支払う。

②剰余金の配当がその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。